

件名	愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部警務課
根拠法令等	

【改正の概要】

平成18年4月1日から、公安委員会及び警察本部長が個人情報の保護の実施機関になることに伴い、個人情報の保護に関する事務を総務室に行わせるもの

新	旧
<p>総務室の所掌事務</p> <p>(1) 公安委員会の庶務に関する事 (2) 機密に関する事 (3) 公印の管守に関する事 (4) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事 と。 (5) 広報に関する事 (6) 情報の公開に関する事 (7) <u>個人情報の保護に関する事</u> (8) 事務能率の増進に関する事 (9) 警察統計（犯罪統計を除く。）に関する事。</p>	<p>総務室の所掌事務</p> <p>(1) 公安委員会の庶務に関する事 (2) 機密に関する事 (3) 公印の管守に関する事 (4) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事 と。 (5) 広報に関する事 (6) 情報の公開に関する事 (7) 事務能率の増進に関する事 (8) 警察統計（犯罪統計を除く。）に関する事。</p>

施行日	平成18年4月1日
-----	-----------

【その他参考事項】

警察法

(警視庁及び道府県警察本部)

第47条 都警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。

4 警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

警察法施行令

(警視庁及び道府県警察本部並びに方面本部の内部組織の基準)

第4条 法第47条第4項に規定する警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準は、別表第1のとおりとする。

別表第1(第4条関係)

警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準

第1 部の名称及び所掌事務

1 警務部

イ~ハ 省略

ト 広報に関する事。

チ 情報の公開に関する事。

リ 個人情報の保護に関する事。

ヌ 人事、定員及び給与に関する事。

ル~ネ 省略